

入札公告

6.3.22

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び阿賀野市財務規則(平成16年阿賀野市規則第55号。以下「規則」という。)第142条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月8日

阿賀野市長 田中 清善

1 入札に付する概要

(1)	委託番号	生涯委第1号
(2)	委託業務名	五頭連峰少年自然の家 調理等業務委託
(3)	履行場所	阿賀野市 畑江 地内
(4)	履行期間	令和6年4月1日から令和6年10月31日まで
(5)	概要	施設利用者への食事・調理提供等

2 入札参加資格要件

公告日現在で阿賀野市入札参加資格者名簿(令和5・6年度)に登録され、下記の要件をすべて満たしていること。

(1)	業種、ランク	規則第141条の3に規定する有資格者名簿の 役務の提供(大分類)ー給食(中分類) に登録されている者
(2)	地域要件	新潟県内に 営業所又は事業所 を有する者であること。 ※主たる営業所(本社)が県外で登録されている場合は、入札参加資格審査申請書提出時に県内に営業所又は事業所を有することを証する書類の写しを添付すること(企業パンフレットや公共料金の領収証等)。
		施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
	①	申請日から入札日までの間で、新潟県又は阿賀野市から指名停止を受けている者。
(2)	②	会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされている者。
	③	民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされている者。
	④	自社又は自社の役員等(営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。)が、阿賀野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくは社会的に非難されるべき関係を有している者。

3 入札参加資格審査申請書の提出

(1)	申請提出期限	令和6年3月15日 午後3時まで(土日、祝日は除く。)	
	提出場所	阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 3階 総務部管財課	
(2)	提出書類	一般競争入札参加申請書 調理業務実績報告書(様式2) 総括責任者報告書(様式3)	https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/kanzaika/nyusatsu_keiyaku/2_1/1743.html
(3)	参加資格の審査結果通知	参加資格を有しないと決定した者へ、 令和6年3月15日 午後5時までに通知する。	

4 入札に関する事項

(1)	入札方法	制限付一般競争入札(事前審査)
(2)	入札執行日	令和6年3月21日(木) 午前9:00～(予定)
		入札時刻の詳細は3月15日までに阿賀野市ホームページ(下記URL)へ掲載します。必ずご確認ください。 https://www.city.agano.niigata.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/5126.html
		阿賀野市競争入札執行事務要領8の(4)のとおり入札書を提出しない者は入札を辞退したものとします。
	入札執行場所	阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 隣 水原保健センター2階研修室
(3)	質問締切	令和6年3月15日 午後3時まで
	質問提出先	生涯学習課 svogaigakusyu@city.agano.niigata.jp (様式不問)
(4)	回答最終日	令和6年3月18日 午後5時までにホームページにて回答します。
(5)	最低制限価格制度	適用しない。
(6)	入札保証金	免除します。
(7)	入札回数	再入札を含め2回 (初度の入札で落札が決定しないときは、直ちに再入札を行います。)

5 入札時提出書類

(1)	入札書	入札書は、封かん封印し提出してください。
		入札書に記載する金額は、消費税法の課税業者、免税業者を問わず、契約希望金額の110分の100又は108分の100に相当する金額を記載すること。 入札書には内訳書(様式1)に記載した合計(税抜き)を記載してください。 落札者については、予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者としてします。入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった消費税抜きの契約希望金額を入札書に記載してください。契約金額の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10又は100分の8に相当する額を加算した金額(金額に1円未満の端数があるときは、各税率ごとに端数処理を行いその端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とする。
(2)	内訳書	要する(設計書内の内訳書(様式1)を使用すること) ※積算内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではありません。 但し、次の要件に該当した場合、入札を無効とする場合があります。 ①入札書の工事価格と一致しない(端数処理は一万円未満のみ)。②鉛筆書きである。 ③社印の押印がない。④市の設計書項目を満たしていない。
(3)	入札者を確認する書類	代表者本人が入札するときは、名刺を提出してください。 代理人が入札するときは、委任状を提出してください。

6 契約条件

(1)	契約保証金	請負契約における契約の保証等に関する取扱要領第1条の規定による。
(2)	前払金	しない
(3)	中間前払金	しない
(4)	部分払	する
(5)	議会の承認	議会の承認案件でない。

※落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合、その落札は効力を失い、損害賠償金として当該入札の契約額となった金額の100分の5を阿賀野市に納付しなければならないものとします。

7 その他必要事項

(1)	消費税率等の改正があった場合には、当該契約物の引渡日における税率により計算します。
(2)	入札参加資格申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
(3)	提出された関係書類は返還しない。
(4)	受注者において下請け発注及び資機材の調達をする場合は、本市産業支援のため、可能な限り市内業者の採用を希望する。

この公告・阿賀野市ホームページ・契約等に関する問い合わせ先
阿賀野市役所(〒959-2092 阿賀野市岡山町10-15)
総務部 管財課 管財係(Tel. 0250-62-2525)